

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に記載された地方公共団体が講ずべき措置等について（参考）

○地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）本文中に記載された地方公共団体が講ずべき措置等や、これと関連する同計画別表1～6中の地方公共団体が実施することが期待される施策例について、下表に抜粋・整理した。

ただし、第3章第4節1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行については、主として地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する事項であるため省略した。

※なお、各地方公共団体実行計画（区域施策編）において、下表に示した措置等・施策例以外の対策・施策を記載することは妨げられていない。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）				地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）		
本文（第3章第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項）		別表1～6（地方公共団体が実施することが期待される施策例）				
項目	講ずべき措置・施策等	項目	具体的な対策	対策評価指標※	条項	条文
第3章第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進	地域における再生可能エネルギー等の利用の促進 エネルギーの面的利用の推進 公共交通機関の利用促進 温室効果ガスの排出量がより少ない製品・役務の利用促進 次世代自動車の普及 エコドライブの推進 省エネルギー住宅に対する財政上の支援 国民運動「COOL CHOICE」の促進	再生可能エネルギーの最大限の導入	区域内における事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援 地方公共団体の公共施設等における積極的導入	発電電力量(億kWh)	第21条 第3項	太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	高効率空調の導入支援及び普及啓発 高効率産業HPの導入支援及び普及啓発 高効率照明の導入支援及び普及啓発 低炭素工業炉の導入支援及び普及啓発 高効率産業用モータの導入支援及び普及啓発 高性能ボイラーの導入支援及び普及啓発 コージェネレーションの導入支援及び普及啓発	平均APF/COP（電気系・燃料系）		
				累積導入設備容量（kW）		
				累積市場導入台数（億台）		
				累積導入基数（千基）		
				累積導入台数（万台）		
				導入台数（百台）		
				コージェネレーションの累積導入容量（万kW）		
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加	廃プラ処理量（万t）		
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）	施設園芸における省エネ設備導入に関する普及啓発 省石油型、脱石油型施設園芸施策の推進 農機の省エネ使用に関する啓発・普及 省エネ漁船への転換に関する普及啓発	省エネ機器の導入（千台）		
				省エネ設備の導入（千箇所）		
				省エネ農機の普及台数（千台）		
		省エネ漁船への転換（％）				
		業種間連携省エネの取組推進	複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進	—		
		建築物の省エネ化	建築物省エネ法に基づく届出、表示、性能向上計画認定の円滑な運用 省エネ建築物に係る普及啓発	新築建築物（床面積2,000㎡以上）における省エネ基準適合率 省エネ基準を満たす建築物ストックの割合（％）		
		高効率な省エネルギー機器の普及（業務その他部門）	高効率給湯器の普及促進及び事業者への情報提供 グリーン購入法に基づく率先導入の推進 高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供 グリーン購入法に基づく率先導入の推進 フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供	累積導入台数HP給湯器（万台）		
				累積導入台数潜熱回収型給湯器（万台）		
				累積導入台数（億台）		
				適切な管理技術の普及率（％）		
		トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	トップランナー制度等による機器に関する事業者、消費者への普及啓発（業務部門） グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先導入 トップランナー制度等による機器に関する事業者、消費者への普及啓発（家庭部門） BEMSの率先導入 BEMSの普及促進及び事業者への情報提供	—		
				—		
				普及率（％）		
		エネルギーの面的利用の拡大	エネルギーの面的利用エネルギーシステムの構築支援	省エネ見込量		
		上下水道における省エネ・再エネ導入	汚泥処理設備の更新時等にエネルギー化技術の採用 終末処理場等における省エネ機器やGHG排出の少ない水処理技術等の採用 下水熱利用設備の導入 水道事業者等：省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施	処理水量当たりエネルギー起源CO2排出量（t-CO2/千m3）		
				下水汚泥エネルギー化率（％）		
				再生可能エネルギー発電量（万kWh）		
		住宅の省エネ化	建築物省エネ法に基づく届出、表示、性能向上計画認定の円滑な運用 省エネ住宅に係る普及啓発	新築住宅の省エネ基準適合率（％）		
				省エネ基準を満たす住宅ストックの割合（％）		
		高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）	高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供 高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供 省エネ型浄化槽の設置支援 浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓発	累積導入台数HP給湯器（万台）		
				累積導入台数潜熱回収型給湯器（万台）		
累積導入台数燃料電池（万台）						
累積導入台数（億台）						
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の	HEMSの普及促進及び消費者への情報提供	HEMS普及台数（万世帯）				
次世代自動車の普及、燃費改善	次世代自動車に関する普及啓発 次世代自動車の率先導入・導入支援 インフラ整備	新車販売台数に占める次世代自動車の割合（％）				
		平均保有燃費（km/L）				
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	エコドライブの普及・啓発	エコドライブ関連機器の普及台数（千台）				
国民運動の推進	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭工コ診断、照明の効率的な利用；地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施 エコドライブ、カーシェアリング；地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取り組みの拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施等	クールビズ（家庭）の実施率（％） ウォームビズ（家庭）の実施率（％） 省エネ型(電気除湿器)購入割合（％） 省エネ型(乾燥機付全自動洗濯機)購入割合（％） 家庭工コ診断の累計診断世帯数（千世帯）・実施率（％） 照明の照度削減率の変化量（％）				
		エコドライブ（乗用車・家用貨物自動車）の実施率（％） カーシェアリングの実施率（％）				

その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）				地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）		
本文（第3章第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項）		別表1～6（地方公共団体が実施することが期待される施策例）				
項目	講ずべき措置・施策等	項目	具体的な対策	対策評価指標※	条項 条文	
第3章第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 3. 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進	低炭素型の都市・地域づくりの総合的かつ計画的な取組 業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入 都市のコンパクト化 公共交通網の再構築 スマートコミュニティの構築 まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくり	道路交通流対策	交通流対策の推進	高速道路の利用率（％）	第21条 第3項 第2号 第21条 第3項 第3号 第21条 第3項 第4号 第21条 第4項	その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。
			信号機の集中制御化	信号機の集中制御化（基）		
			信号機の系統化、感応化等	信号機の改良（基）		
			信号灯器改良（LED化）	LED信号灯器（灯）		
		公共交通機関及び自転車の利用促進	公共交通機関の整備やサービス、利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進	自家用交通からの乗換輸送量（単位：億人キロ）		
			エコ通勤の普及促進			
		トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	トラック輸送の効率化に関する普及促進	車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数（台）		
			車両の大型化に対応した道路整備	トレーラーの保有台数（台）		
			共同輸配送の推進に関する普及啓発	共同輸配送の取組件数増加率（％）		
		海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	海運グリーン化総合対策に関する普及啓発	海運貨物輸送量（億トンキロ）		
			鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進に関する普及啓発	鉄道貨物輸送量（億トンキロ）		
		港湾における取組	港湾における物流ターミナル等の整備	貨物輸送量（億トンキロ）		
			臨港道路の整備			
			リサイクルポートの利活用の推進	陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量（億トンキロ）		
		各省連携施策の計画的な推進（運輸部門）	規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置	関係特区計画認定件数（件）		
			規制の特例措置を活用した事業展開のための周辺住民に対する周知などの環境整備			
		省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加	廃プラ処理量（万t）		
		廃棄物処理における取組	分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペール化及びペール品質の向上	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量（万t）		
			プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進に関する消費者への普及啓発			
			プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進に関する実証事業などの施策への協力			
			一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入			
		混合セメントの利用拡大	リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大	ごみ処理量当たりの発電電力量（kWh/t）		
			建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み他 混合セメントの普及拡大に資する基盤整備	混合セメント生産量/全セメント生産量（％）		
		バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進する 自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入する	バイオマスプラスチック国内出荷量（単位：万t）		
		農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	都道府県：水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進	<参考指標>有機物管理割合（稲わら：堆肥：無施用）		
		廃棄物最終処分量の削減	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進	有機性の一般廃棄物の最終処分量（千t）（乾重量ベース）		
一般廃棄物最終処分場：埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水未端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制	準好気性埋立処分量割合（％）					
産業廃棄物最終処分場の削減	産業廃棄物最終処分場：事業者により設置される管理型最終処分場が準好気性を維持できるよう事業者に対して適切な指導を行う	産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合（％）				
	土壌診断に基づく適正施肥の推進					
農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	環境保全型農業の推進	化学肥料需要量（千トンN）				
	汚泥焼却の高温化	高温焼却化率（％）				
下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等	汚泥焼却設備の更新時に高温焼却設備や汚泥固形燃料化技術の導入	新型炉・固形燃料化炉の設置基数（基/年）				
	ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供	ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率（％）				
代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF6、NF3）対策	都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、充填回収業者の指導・監督	自然冷媒機器累積導入数（百件）				
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進に関する普及啓発	7.5kW以上機器の使用時漏えい率低減率（％）				
		7.5kW未満機器（別置型SC）の使用時漏えい率低減率（％）				
森林吸収源対策	森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）（森林・林業基本計画）及び地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進	森林施業面積（万ha）				
農地土壌炭素吸収源対策	都道府県：農地土壌中の炭素貯留量の増加に資する環境保全型農業の推進	土壌炭素貯留量（鉱質土壌）（万t-CO2）				
都市緑化等の推進	「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進	整備面積（千ha）				
	都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に資する情報の提供					
	緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進					
J-クレジット制度の推進	（クレジット創出者として）温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施 地域版J-クレジット制度の運営・管理	J-クレジット創出量（t-CO2）				
第3章第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 4. 地方公共団体の区域の枠を超えた協調・連携	多様な主体による取組の促進				第1条	全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要
	国際的な都市間連携				第3条 第5項	（国の責務として）地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図る
	都道府県及び市町村間で地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有				第19条 第2項	都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
	他の地方公共団体との広域的な協調・連携（共同実施）					

※国が対策の評価に用いる指標